

じんけん瓦版

第 57 号

発行日：2015 年 4 月 19 日

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

「日の丸君が代」判決と「信教の自由」

ウェスレアン・ホーリネス教団

浜松ウェスレアン教会 牧師（元都立高教員）木村葉子

安倍政権は、「戦争をする国」づくりに暴走し、憲法 9 条改悪をめざし、3・11 大震災と福島原発事故を未解決のままに、原発再稼働や沖縄辺野古基地移設を強行しようとしている。「命と暮らしと平和」、人権が著しく踏みにじられている。安倍政権の構想を表す**自民党憲法改正案**は、現憲法を全面的否定し、先の戦争の反省と平和への決意、基本的人権の尊重の条項を削除している。ヘイトスピーチの放任など、人権に対する無理解が極めて憂慮される。国連自由権規約委員会から日本国審査の度に行政、司法、教育、福祉に携わる者に、人権研修を課し、人権擁護機関を創設し意識の向上を図るように詳細に勧告が出ている。命の尊厳、人間の尊厳に対する無理解がある。権力が人々の内面に横暴に踏み込み行動を強いる国旗国歌強制もその一例である。

03 年、都教委は、国旗国歌斉唱実施形式の徹底を懲罰で強制する「10・23 通達」を出し、現在、通達違反者の処分が 465 名に達している。この通達で、都公立学校の教育の自由の精神を侵害し、民主的な学校運営や教育が著しく歪められ、子どもも教職員も苦しんでいる。以後、06 年の職員会議の挙手採決禁止「通知」、業績評価システム等により教職員の意見が不当に抑えられている。この沈黙が多数を占める時、学校の教育と民主主義と平和は危機を迎える。教会員は子どもの教育に関心と連帯が必要だ。

2004 年に「10・23」通達に対し、教職員は違憲、違法を訴え、「国歌斉唱義務不存在確認予防訴訟」を提訴した。関連裁判は全国で敗訴を続けてきたが、予防訴訟（原告 403 名）は、幸いなことに 06 年 9

月、東京地裁で、「通達は、憲法 19 条、教育基本法に反している」と教員側の画期的全面勝利判決を出した。全国の 50 社の新聞社説が絶賛した。（読売、産経を除く）。安倍第 1 次内閣は、発足後 3 日目の判決に危機感を持ち、即 12 月に教育基本法の改悪を強行した。翌年 07 年 2 月には、都公立小学校音楽専科教諭が訴えた「君が代」伴奏拒否処分ピアノ裁判が最高裁判決で憲法 19 条思想良心の自由の侵害は無いとする完全敗訴となった。以後この判決が踏襲され敗訴が続いた。09 年には、予防訴訟も東京高裁で逆転、完全敗訴となった。国政におもねるヒラメ判決である。しかも、憲法 19 条に加えて **20 条 信教の自由** についても侵害は無いと言及した。私たち原告は不服として最高裁に上告した。

★憲法 19 条 思想および良心の自由は、これを侵してはならない。

★憲法 20 条 1 項、信教の自由は、なん人に対してもこれを保障する。（前段）

いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない

2 項、何人も、宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されない。

3 項、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的な活動をしてはならない。

予防の地裁と高裁の判決を比較すると、地裁では、「日の丸、君が代は、皇国思想…の精神的支柱とされてきたことは否定し難い歴史的事実であり、日の丸君が代が国旗国歌と規定された現在においても、なお国民の間で宗教的、政治的にみて日の丸

君が代が価値中立的なものと認められるまでには至っていない状況にある」こと、「宗教上の信仰に準ずる世界観、主義、主張に基づいて」「規律、斉唱、伴奏できない教職員がいることは事実である」とした。先の戦争の負の遺産という歴史的事実に言及したことは画期的で妥当である。しかし、高裁敗訴判決では「一般的な社会通念で、日の丸君が代が国家神道と不可分ないし密接な関係にあると認識されているとは認められないので、都立学校の入学式、卒業式等が宗教上の行為等に当たるとは認められず、入学式、卒業式等において起立して国旗掲揚・国歌斉唱をすることが聖書にいうキリスト以外の神を拝む行為や賛美歌（キリスト教における宗教歌）に該当すると認めることはできないから、被控訴人らのうちのキリスト教徒の信仰上の教義に直接反するものともいえない。被控訴人らの上記主張は前提を欠き失当である」と判断した。

これに反論して、予防訴訟上告理由書は、「この局面での国旗国歌の宗教性の有無は、一般的客観的に一律に決まる必然性はない。強制を受ける個々人の信仰や思想良心の内容如何で、個別に判断されるべき問題であって、その意味では、受け手の主観に重きを置いた判断がなされなくてはならない。」と述べ、例として私の陳述書が引用された。「私は、洗礼を受けたキリスト者であり、聖書の教えに従って生きていきたいので通達に基づく職務命令に従えませんでした。キリスト者である私たちは、最も重要な掟として『私たちの神である主は唯一の主である。心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。また隣人を自分のように愛しなさい。』と教えられ、そして『偶像礼拝をさけなさい』と教えられています。『日の丸』は、先の戦争で、天皇のために振られ、皇民化・軍国化教育の中で重要な役割を果たしました。『君が代』は、『天皇の世が末永く続くように』という祈りであり、天皇賛歌です。天皇は戦後人間宣言をしましたが、戦後も『大嘗祭』で神事を行っているように、国家的宗教祭司としての行為をなす神的存在であることに変わりありません。本件通達に基づく校長の職務命令は、壇上の『日の丸』という『物』に対する『礼』を強制されることとかわりません。国家神道の神的存在である天皇と深く結びついた

『日の丸』という物に対して『礼』すなわち敬意を示し、尊崇の念を表すことは、私にとって御真影や教育勅語拝礼のように宗教的な『偶像礼拝』でありとても苦痛なのです。」上告書は「キリスト教徒である上告人がその認識において問題としているのは、明らかに宗教的淵源をもつ天皇という存在である。かつて君が代は、疑問の余地なく神である天皇への讃歌であり祈りであった。現在なお、同上告人の信仰を通しての認識においては、大嘗祭や宮中祭祀によって支えられている天皇位の神性は、戦前と変わるところがない。」と論じた。私は隣人である生徒へ真実と希望を語る教育をも侵害していると思う。12 年予防訴訟最高裁判決や幾多の都処分撤回裁判最高裁判決においても、ピアノ判決を倣い「職務命令は合憲」とし、「通達は・・・思想・良心の自由を直接的に制約しない。ただ起立斉唱は、国旗国歌への敬意の表明を含み、それに応じがたいと考える人にとっては歴史観や世界観と異なる行為を求められ、思想良心の自由の間接的な制約になる」と新解釈して、「公務員の地位や職務の公共性をふまえ、職務命令は憲法 19 条に違反しない」と断じている。最高裁は 20 条に言及していない。日本は「公共の福祉」を理由に人権を縛る。

東京教育の自由裁判をすすめる会では、私たち国際人権チームが 08 年と 14 年ジュネーブでの国連人権自由権規約委員会日本国審査に、日の丸君が代強制を訴えた。委員会は、09 年には、備考に「旗や歌に敬意を称さない理由で処罰してはいけない」を加筆。14 年 7 月の日本審査第 6 回総括所見（para22）「公共の福祉」を理由とした基本的自由の制約において、許容を超えて、思想・良心・**宗教**および表現の自由を制約することに対して極めて強い懸念と勧告が示された。裁判で使おう。

本文は 3 月 14 日に開かれた超教派祈りの会でお話しいただいたメッセージの内容をまとめていただきました。

「君が代」処分裁判を続けています。

清瀬聖母教会 岸田静枝

裁判とは、いつでも「あの日」に引き戻され、向き合わざるを得ないことです。できれば思い出したくないです。

学校現場で、「日の丸・君が代」以外の職務命令が出ることはありません。教育に必要な職務であるなら、命令されなくても、誰だって進んで実行します。儀式に「日の丸」を掲げ、起立して「君が代」斉唱すること、あるいは「君が代」の歌唱指導やピアノ伴奏を、「これは職務なのだ」と東京都は横暴に規定し、しかし少なからず「職務」と思わない教職員がいるので、命令しなければならない。命令に従わない場合は、「懲戒処分を科す」と脅すのです。

「君が代」は、天皇を賛美するウタです。職務命令に従うとは、音楽教員だった私は、子どもたちへは「君が代」を高らかに歌えるように指導し、入学式・卒業式では「君が代」のピアノ伴奏をすることでした。「今年もまた入学式・卒業式までの毎日、職務命令撤回を訴えて校長室の戸を叩く日課が始まるのか」と途方に暮れることが、退職するまで毎年繰り返されました。13枚溜まった職務命令書の枚数以上に、重苦しさは澁（よど）んだままです。

「あの日」は職務命令書だけではなく、儀式当日教育委員会から派遣される指導主事の監視、事情聴取という恫喝、トイレまでついてくる「職務事故再発防止研修」の人権蹂躪、処分による減給やぎくしゃくした人間関係、突然子どもたちから引き離される強制人事異動など、「まさか」の連続です。

5年生や6年生に、「君が代」の歴史に焦点を当てた授業をすると、さまざまな反応がありました。家族の意見を伝える子ども、テレビ報道を言う子ども、ある外国籍の子どもは、本国で習った日本軍の蛮行を話しました。「君が代」の時にどうしたらいいのか困っている、と打ち明ける子どももいました。

処分が累積され停職処分が予想されるようになってからが、最も強烈な葛藤でした。職務命令が撤回されない以上、停職処分を避けるには、「君が代」の時に「会場にいない」ことでした。私は、休暇を取ったり遅刻をしたり、会場の外で「君が代」が終わるまで息をひそめていました。

学校は、子どもが子どもたちの中が育つところです。

教員は、子どもたちの人権を守り自由を保障してゆかなければなりません。なのに私は、子どもたちの気持ちを知っていながら、停職処分を避けるためとはいえ、子どもたちを会場に置き去りにしたまま、自分だけ「君が代」から逃げ続けました。子どもたちを放ったらかしにしたのです。5年間も続けました。

逃げるのをやめて、子どもたちと一緒に「君が代」の中にいた教員最後の卒業式は、定年退職にもかかわらず停職処分になりました。その取り消しを求めて、人事委員会に審査請求をしました。人事委員会は減給処分に「修正」という、前代未聞の不当採決を出しました。現在、東京地裁で係争中です。たいていは書面のやり取りだけの5分間の法廷なのですが、聖公会の方々は毎回、傍聴に足を運んでくださっています。第9回目の3月2日は、私の本人尋問でした。傍聴席最前列の真ん中に、私の教会、清瀬聖母教会の井口司祭も、カラーを付けた姿で傍聴しておられました。

2003年の10・23通達に基づく「君が代」被処分者は、3月31日現在で465人です。裁判では、処分の取り消しはもちろん、職務命令の違憲性、教育の自由、憲法第19条（思想・良心の自由）違反で闘っていますが、私の場合は、憲法第20条（信教の自由）違反も掲げています。

憲法第20条は、これまで法廷の場で真正面から論議されたことはありません。私の裁判でも、納得できる論議がほとんどないまま唐突に、『この処分は憲法第20条に違反していない』と乱暴に結論づけるのです。私を弁護してくださる弁護士さんに、「基督教の信仰は私の生き方そのものなのだ」「私は憲法第20条を正しく行使したのだ」ということを判ってもらえるまで、だいぶ時間がかかりました。ですから先日の本人尋問で裁判長が、「あなたの信仰によって伴奏を拒否したことと、子どもの人権を守れなかったことは、どう関係するのか」と問うたように、この国の司法では、「信教の自由」が遠いものになっていることを痛感しています。

教会の外で泣いていた日々は終わりました。私は、思い出したくない「あの日」と向き合い、自分だけ逃げ続けた「あの日」からも、逃げないでいたいと思います。

草津・栗生楽泉園 重監房資料館を訪ねて

ハンセン病の国立療養所は全国に13か所あります。

ハンナ・リデルや青木 恵哉そして草津ではメアリ・ヘレナ・コンウオール・リーと聖バルナバ・ミッシェンなど聖公会の関係者が差別に向き合ってきました。そして今も、沖縄愛楽園、宮古南静園、菊池恵楓園、多磨全生園、青森松丘保養園などでは礼拝が守られています。今回、群馬県草津にある国立栗生楽泉園を訪ね、差別の象徴である「重監房資料館」を中心にハンセン病の差別の実態を学びます。

日程：5月29日（金）

くりうらくせんえん

場所：国立栗生楽泉園

群馬県吾妻郡草津町草津白根 464-1533

スケジュール（概要）

8:00 清瀬・池袋発（車に分乗して）

11:00 リーかあさま記念館・湯之沢・

国立栗生楽泉園「重監房資料館」：見学

15:00 自治会長さんのお話

15:30 草津発 → 18:30 清瀬・池袋着

参加費用

高速・ガソリン代（参加者人数割）

昼食・自由献金

（車での参加も歓迎します）

申し込み・問い合わせ先等

人権委員会 佐々木

male : k-sasaki4539@fd6.so-net.ne.jp

TEL : 090-8593-6129

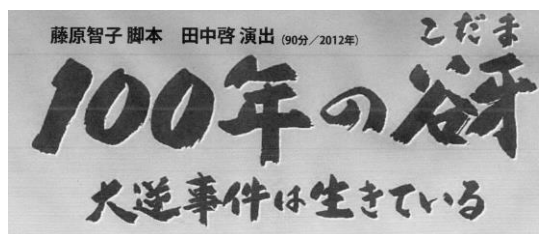
「上映会」2015年9月5日（土）

たいぎやく

大逆事件とはなんだったのか

国家と司法、国家と人権、国家と私たち…
それは100年たった今も重い問いとして
私たちの胸に鋭く続いている

（100年の鋭上映委員会 HP より抜粋）



会場：矯風会館1階ホール（東京都新宿区百人町2-23-5）

上映時間：1) 13:00～ 2) 16:30～

主催：日本聖公会東京教区人権委員会、公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

入場料：前売券800円／当日1,000円

お問い合わせ先：日本聖公会東京教区人権委員会（佐々木國夫）

male : k-sasaki4539@fd6.so-net.ne.jp FAX : 0424-91-1239

日本キリスト教婦人矯風会 事務局

male : kyohukai@titan.ocn.ne.jp

TEL : 03-3361-0934

守大助さんに手紙を

仙台北陵クリニックえん罪事件で、
再審請求を戦っている守大助さんを支えてください。
ひとこと励ましのメッセージを送ってください。

【宛先】

〒264-8585

千葉県千葉市若葉区貝塚町192

守大助様